

12月定例会

4月から市立病院に事業管理者が設置されます

閉会中の継続審査になっていた、15年度の一般会計と特別会計の決算を認定しました。

平成17年4月1日から地方公営企業として、病院事業は一部適用から全部適用になり、市立病院に新しく事業管理者が設置されます。下水道事業は新たに一部適用を受けることとなります。

一般会計予算に補正予算が計上され、総額318億8,066万9千円となりました。

市政一般質問では、18名の議員が市政全般について質問しました。

地方公営企業法に沿って事業が進められます

病院事業に事業管理者が

設置されます

大村市病院事業管理者の給与等に関する条例

平成17年4月1日から病院事業が地方公営企業法の全部適用になり、新たに事業管理者が設置されるため、支給する給与について必要な事項を定めるものです。管理者を設置することにより、経営責任の明確化と自立性の拡大が図られます。

【問い合わせ】
市立病院 (52-2161)

下水道事業が地方公営企業法の

一部適用になります

大村市下水道事業の設置等に関する条例

平成17年4月1日から下水道事業に地方公営企業法の財務規定等の一部を適用する必要な事項を定めるものです。これにより、下水道事業会計の処理が複式簿記に変わり、黒字・赤字がはっきり出てきます。

【問い合わせ】
下水道課 (内線405)

地方公営企業は、管理者を設けるなど、一定の分権的管理と運営が認められ、会計は企業会計(独立採算)で処理されます。

地方公営企業法では、地方公共団体の経営する企業(水道事業・工業用水道事業・軌道事業・自動車運送事業・鉄道事業・電気事業・ガス事業)の7企業が適用を受け、病院事業については、財務規定のみが適用を義務付けられています。他の企業についても条例で同法の規定を適用することができるとなっています。

大村市では、平成17年4月1日から、病院事業は一部適用から全部適用へ、下水道事業は新たに一部適用を受けることとなります。

職員定数が減員されます

大村市職員定数条例の一部を改正する条例

病院事業が地方公営企業法の全部適用になることから、病院職員定数を新設し、併せて平成16年6月から6階療養病棟を廃止しており、職員数を見直し、定数が13名削減されます。

【問い合わせ】
人事課 (内線273)

特別職の給料が

10%カットされます

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

現在の市の財政状況にかんがみ、市長・助役・収入役・教育長・水道事業管理者の給料が平成15年から3年連続で10%減額されます。

【問い合わせ】

人事課 (内線273)

固定資産税の課税特例期間が

5年間延長されます

大村市税条例の一部を改正する条例

オフィスパーク大村内に企業立地を促進するため、事務所などの建物及びその付属施設の取得価格が2億円を超えた場合に固定資産税の課税の特例(1年目90%、2年目75%、3年目50%の減免)が行なわれています。

今回の改正により、平成16年12月31日までとしている特例期間を平成21年12月31日まで、5年間延長されます。

賛成多数で可決されました。

【問い合わせ】

税務課 (内線136)